

石綿等が使用されているおそれが高いものとして環境大臣が告示*に掲げる工作物
(* 令和2年10月環境省告示第77号及び令和5年6月環境省告示第48号)

1	反応槽
2	加熱炉
3	ボイラー及び圧力容器
4	配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建設設備を除く。)
5	焼却設備
6	煙突(建築物に設ける配線設備等の建築設備を除く。)
7	貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。)
8	発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。)
9	変電設備
10	配電設備
11	送電設備(ケーブルを含む。)
12	トンネルの天井版
13	プラットフォームの上家
14	遮音壁
15	軽量盛土保護パネル
16	鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
17	観光用エレベーター昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)

1～16：令和2年10月環境省告示第77号

17：令和5年6月環境省告示第48号(令和5年10月1日～)